

第10回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 1 開会年月日  
令和6年10月22日（火）
- 2 開会場所  
Web会議方式
- 3 出席委員の氏名  
猪狩堅一委員（委員長）、阿部順委員、磯崎泰三委員、角田和行委員、  
緑川猛彦委員
- 4 概要及び発言内容  
別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名します。

議事録署名委員

阿部順

いわき市契約適正化委員長

猪狩堅一

## 第 10 回いわき市契約適正化委員会

### 1 委員会の概要

---

- (1) 日 時：令和6年 10月 22日(木) 13時30分～15時00分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
  - ① 委員  
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、緑川猛彦委員、阿部順委員、角田和行委員
  - ② 市側  
財政部長、契約課  
土木部長、土木課、道路管理課、住宅営繕課  
勿来支所長、経済土木課  
教育部長、施設整備課  
水道局長、総務課、浄水課、営業課  
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
  - ① 開会
  - ② 議事
    - (1) 入札・契約の状況について
    - (2) 指名停止の状況について
    - (3) 入札・契約の実績等について
  - ③ その他
    - (1) 次回の日程等について
    - (2) その他
  - ④ 閉会

### 2 発言内容

---

#### 【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いですので、ただいまから、「第10回いわき市契約適正化委員会」を開催します。  
本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、事前に送付している次第に従い進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をします。

本日の資料は『次第』、『資料1』から『資料4』ですが、皆様、お手元にございますか。

(委員賛同)

それでは続きまして議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項にて「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、猪狩委員長よろしくお願ひします。

**【議長（猪狩委員）】**

これより議事に入ります。よろしく申し上げます。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した阿部委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、阿部委員よろしく申し上げます。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

**2-(1)入札・契約の状況について**

**【議長】**

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

資料1により説明

（対象案件：市149件、水道局14件、医療センター20件の合計183件）

**【議長】**

次に抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、阿部委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、阿部委員より意見等がありましたらお願いします。

**【阿部委員】**

特にありませんが、皆さんご審議よろしく申し上げます。

**【議長】**

ありがとうございます。

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No.1から4について、土木部より説明をお願いします。

**【総括土木相談専門員】**

No.1の都市計画道路 搔槌小路幕ノ内線（柳町工区）法面工事についてご説明します。

当該路線は、いわき駅北口へのアクセス道路として円滑な交通を確保するため整備しており、本工事は道路拡幅に伴う法面工事を発注したものです。

入札方法は、簡易型の総合評価方式による一般競争入札を行ったものです。

抽出理由一つ目の、同時期に隣接する工事の発注を行った理由について、本工事は、現道の拡幅に伴う法面对策のみの工事であることに対し、同時期に発注した道路改良工事は、現道を拡幅する道路工事であり、工事の種類が異なります。

さらに、二つの工事の施工箇所が約200メートル離れていることなどから、別工事として発注したものです。

次の抽出理由の、隣接する工事として発注者が想定していた工事間の調整についてですが、本件の法面工事と道路改良工事は、先ほど述べた通り施工箇所が離れていることに加え、道路改良工事は、主な工事内容が、現道脇の隣接した箇所の地盤改良を行うものであるため、通行規制をせずに、施工することが可能であることから、発注者としては、通行規制等に関する調整は想定しておりません。

なお、近隣住民への広報や現場の注意喚起看板等の設置に関しては、受注業者間での調整により円滑な工事施工に努めております。

当課からの説明は以上です。

#### 【道路管理課長】

NO. 2 道路構造物長寿命化事業 橋梁修繕設計委託（その3）について説明します。

これは、老朽化した市道橋を修繕し、長寿命化を図るため設計委託を発注したもので、入札方法は、地方自治法施行令に基づき、建設業者選定委員会、土木部会の審議を経て、随意契約を行ったものです。

抽出理由のその1、その2を指名競争入札で実施していることに対し、当該案件のその3が随意契約であることについてですが、まず、その1は、市内北部地区の橋梁三橋、その2は、南部地区の橋梁三橋の修繕設計を実施するもので、指名競争入札を行ったものです。

当該案件の勿来地区の沼部橋については、令和3年度に修繕設計が完了し、令和4年度より修繕工事に着手しており、今年度内に当該橋梁全体の修繕を完了するべく、現在、令和5年度からの繰越工事により修繕を実施しています。

しかしながら、当該工事において、歩道部の一部を掘削した結果、当初設計時の想定と異なる構造であったため、設計の修正が必要となりました。

また、当該工事を施工中であったことから、早急に修正設計を行い、工事内容の変更をする必要がありました。

そのため、競争入札を実施した場合と比べ、現地調査や形状調査が不要となり、業務日数の短縮と経費削減が図ることができる、当初設計内容を熟知する前回受託者との随意契約を行ったものです。

当課からの説明は以上です。

#### 【住宅営繕課長】

それではNo. 3、No. 4についてご説明します。

まず、No. 3の川前支所庁舎整備建築工事、川前支所庁舎整備機械設備工事、同じく川前支所庁舎整備電気設備工事については、老朽化が著しく、耐震性にも課題がある川前支所庁舎を移転整備するために、令和5年度に閉校となった、市立桶売中学校の校舎を改修し、支所庁舎に用途変更する工事を発注したもので、入札方法は、それぞれ一般競争入札を行ったものです。

1億を超えていて総合評価にしなかった理由ですが、本工事は施設の供用開始予定の時期が決まっていて、引っ越しなどの準備期間を考慮した時期に工事が完了する必要があることから、総合評価方式を適用せず、入札手続きの期間が一番短い一般競争入札にしました。

また、機械設備、電気設備の業者は、建築工事がはかどるまで何をすることを想定しているのかということですが、こちらについては、既存施設の用途変更を伴う改修工事であることから、既存施設の事前調査や、関連工事との工程及び機器や器具の配置計画の調整、他機器仕様の決定とその発注作業などを行うことを想定しています。

次に、No. 4いわき市消防団機械置場兼団員詰所（1-9-1・2・3・4・5・6）移転改築工事については、現在の団員詰所の老朽化が著しいこと、また団員数も減少していることなどから、6つの班の団員詰所を1つに集約し、移転改築するために工事を発注したものであり、入札方法は、簡易型の総合評価方式による一般競争入札を行ったものです。

一者応札となった要因ですが、本工事について事業者への聞き取り等は実施していないため、推測とはなりますが、受注状況や現場代理人、作業員の人員確保など、事業者側の個別の事情に

よるものと考えています。

また、複数者応札となるような工夫をした検討結果ですが、工事の発注を担当する当課において、対応可能な工夫の一つとして、総合評価における加点対象となる事業者の条件に関して検討しているところです。

当課からの説明は以上です。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかかでしょうか。

**【阿部委員】**

いろいろと今説明していただいて、例えば抽出の No. 1、同一工区内ですが、少し離れた場所だということで、今回丁寧に図面もつけていただいて、図面を見れば確かにわかることですが、件名だけではわからなかったのが抽出しました。

No. 2の随意契約についても、工事着手している現場であると知らなかったのが、このような理由で抽出しました。

あと No. 3、新築と勘違いしていた部分もあるので、既存の用途変更であれば、確かに同時にいろいろな手続きや調整ができるのかなということで、今話を聞いて、その通りだと思いました。

以上です。

ありがとうございました。

**【議長】**

その他ございますか。

**【磯崎委員】**

今回の No. 3や No. 4の事案が、いわき市内に本店を有する者を地域要件として一応少し絞りをかけてはいるのかなと思います。

よくご説明いただく際に、その地域の業者を育てる的なお話もあるのかなとは思いますが、今回、この No. 3や4の工事内容、特に No. 4だと技術的に育成する話になるのかなということがあるので、そこをいわき市の業者に絞る理由はありますか。

**【住宅営繕課長】**

この団員の詰所という工事ですが、基本的には在来工法の木造の建築物で、二階建てということもありますので、十分地元の業者の技術力でできるような工事ということで、地元業者への発注としました。

**【磯崎委員】**

十分能力はあるのかもしれませんが、基本はやはり、開けるべきではないかというのがあるので、技術的に可能だからいわきの業者に任せましょうというのは若干、違和感があるのかなといったところです。

**【契約課長】**

市内の業者に限定した理由ですが、市については、市中小企業・小規模企業振興条例というものを定めています。

そちらの中で、中小事業者等の受注機会の増大に努めることとされていますので、市から発注する工事、その他物品等も同様に、基本的には市内の業者を優先的に指名すると、市内の業者だけでは、競争性が保たれない場合には、例えば準市内ということで、本社は市外ですが、支店等が市内にある業者を、それでも競争性が保てないというような場合については、市外業者を含め

て対象として入札を実施しています。

**【磯崎委員】**

ありがとうございます。

今おっしゃった受注機会の拡大だとは思っていて、そういうところがあったので、その視点、程度、どこまでの趣旨として織り込んでいるのかが、常々疑問でした。

今回私の方で、こちらが目に留まってしまったので質問してみました。

素人が見るとどうしても、変にいわきの業者を優遇しているようにも取れるといった感覚を持ってしまうので、その辺の市への受注機会の拡大というのはどこまで考えるべき話なのかは、お考えいただきたいところだと思いました。

**【契約課長】**

ご意見ありがとうございます。

地元企業を優先的にというのはいわき市だけに限らず、全国の自治体で、優先的に指名等をしている状況ですが、機会があるごとに周知等に努めて参りたいと考えています。

以上です。

**【磯崎委員】**

ありがとうございます。

私から以上です。

**【議長】**

他にございますか。

では、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

土木部は、退室をお願いします。

**【議長】**

続きまして、No. 5 について、勿来支所より説明をお願いします。

**【勿来支所経済土木課長】**

No. 5 について、3 件の工事が関連しており、No. 18 安心みちまち冠水対策事業 中岡町 1 8 号線道路排水施設改良工事、No. 19 安心みちまち冠水対策事業 中迎 1 9 号線道路排水施設改良工事、No. 20 安心みちまち冠水対策事業 佐糠町 1 1 号線道路排水施設改良工事です。

こちらについては、集中豪雨による道路冠水被害の軽減を図るため側溝等を大きくするなど、道路排水施設の機能を向上させるための工事を発注したものであり、入札方法は、指名競争入札を行ったものです。

抽出された理由として、指名競争入札における業者選定理由を、施工場所の地理的要件としているが、3 件において指名した 10 者のうち、半数以上が同一業者となっている。

地理的要件とはどのような基準で行っているのか伺いたいとのことですが、業者選定に当たって、市の発注標準比較表に基づき、設計金額に応じた契約方式及び参加資格となる等級格付を決定しており、3 件ともに設計金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の範囲にあることから、契約方式は指名競争入札、等級格付は格付 A 業者を 6/10 以上指名の上、格付特 A 業者、B 業者を指名可とするものです。

その結果、当課が所管する勿来地区における格付A全7者のうち、関連会社1者を除く6者を選定の上、残りは格付特A全4者及び格付B全17者のうち、関連会社1者及び電子入札システム未登録の4者を除く、全16者の中から、地理的要件として、工事の施工箇所に近い順に4者を選定し、計10者を選定しているものです。

3件において半数以上が同一業者となっている理由については、先ほど申し上げた通り資格を有する格付A、全6者を指名していることによるものです。

私からの説明は以上でございます。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの勿来支所の説明について、いかがでしょうか。

**【阿部委員】**

今説明いただいた発注の資格の格付ですが、見るからに1,500万以下になるように3本に分けたように見えますが、これを2本で発注するとか、そういうふうな発注手続きを減らすとか、スケールメリットでロットを大きくするとかそういう変更はありませんでしたか。

あくまでも3本で発注する予定だったのでしょうか。

**【勿来支所経済土木課長】**

この3本については今年度の予算を計上する上で、箇所づけということで、それぞれ1,500万ずつ位置づけているもので、もともと3本で発注する予定になっていたものです。

先ほど契約課からも説明がありましたが、まとめて発注するということと、それに反して、受注機会の増大というところもあるので、こういった発注形態になったということです。

以上です。

**【阿部委員】**

ありがとうございます。

確かにまとめて発注するのと受注機会の確保は、相反するもので、常々発注関係の部署においてはどちらに転んだらいいか難しい課題かなとは思っています。

ただ他の案件でもそこそこ大きい金額のこともありますので、そこは割り切って、職員がどんどん手間を省く意味でも、もう少しロットを大きくするといったことの検討も、今後、予算要求の段階からお願いしたいなと思います。

以上です。

**【議長】**

他にございませんか。

では、勿来支所の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

それでは、勿来支所は退室願います。

**【議長】**

続きまして、No. 6から8について、教育委員会より説明をお願いします。

### 【施設整備課長】

私からは抽出事案のうち、当部が所管するNo.6、No.7及びNo.8についてご説明します。

初めにNo.6湯本第一中学校校舎外壁等改修工事については、中学校校舎の劣化した外壁や屋上防水を改修するもので、一般競争入札により工事発注したものです。

委員からの抽出理由として、まず、総合評価にしなかった理由とありますが、本工事は技術的工夫の余地が小さい一般的な方法で外壁等を改修するものであり、生徒の学校生活に支障をきたすことのないよう早期に実施するため、総合評価方式を適用せず、入札手続きの短い一般競争入札としたものです。

また、同時期に複数発注された同種工事をまとめて発注をしなかった理由とありますが、工事の発注方法については、児童生徒の安全確保や、工事目的物の品質確保のため、原則として学校単位で発注することとしています。

これまでの抽出の説明の中でも、受注機会の確保などもあるので、同様な考えです。

次にNo.7小名浜学校給食共同調理場洗浄室改修工事については、調理場洗浄室の高圧洗浄機及び食缶洗浄機の給排水管等の付帯設備を行うもので、随意契約により発注したものです。

委員からの抽出理由として、以下で出てくるNo.9の業者と随意契約をした理由とあります。

本調理場では、高圧洗浄機及び食缶洗浄機の更新に合わせ、洗浄室及び消毒準備室内の設備工事を発注したところですが、6月20日に実施した一般競争入札において落札されませんでした。

本工事は落札されなかった工事のうち、No.9の業者から備品として納入される洗浄機の稼働に必要な給排水管や蒸気管などの付帯設備工事のみを行うものであり、当該洗浄機の設置にあわせ、学校給食がない小中学校の夏季休業期間中に施工する必要がありました。

このことから、本調理場を含め、市内の学校給食の施設において、多数の修繕実績を有し、早期に対応することが可能である当該洗浄機の納入業者と随意契約したものです。

最後に、No.8旧白水小学校屋外ステージ解体工事については、旧白水小学校敷地内にある利活用見込みのない老朽化した屋外ステージを解体するもので、随意契約により工事発注したものです。

委員からの抽出理由として、随意契約した理由とありますが、本工事で解体する屋外ステージの立地箇所は、別途、市の道路管理課が発注した川平4号線川平2号橋の橋梁災害復旧工事の施工箇所と交錯しています。

また工事車両の進入路となる市道は地元住民の生活用道路であり、狭隘で見通しも悪く、交通安全対策を十分に考慮する必要がありました。

このことから、安全管理上有利となるほか、工期の短縮及び経費の節減が図られるため、当該災害復旧工事の施工者と随意契約をしたものです。

当課からの説明は以上です。

### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの教育委員会の説明について、いかがでしょうか。

### 【阿部委員】

No.8のステージ解体工事ですが、少し調べたら閉校されてからもう6年ぐらい経過しています。これまで解体の一般競争入札とか指名競争入札は、試したことはありますか。

### 【施設整備課長】

当初は、指名競争入札で発注する予定でした。

### 【阿部委員】

それは今回の災害復旧工事に関係なく、指名競争をやろうとしていたということですか。

それとも今回合わせてやろうとしていたということですか。

**【施設整備課長】**

屋外ステージの解体は、今年度になって予算措置され、工事委託が来たもので、発注準備中でしたが、その施工箇所が災害復旧工事の現場と交錯するということで、随意契約に移行したものです。

**【阿部委員】**

災害復旧工事がなかったら、まだ残っていたということですね。

**【施設整備課長】**

復旧工事と今回のステージ解体工事については、全く関係のないところで、白水小学校が民間に移管され、その中でステージが不要だということで解体する準備を進めたところですよ。

**【阿部委員】**

そこで復旧工事が入ってきたので、一緒に壊そうといった形で今回随意契約されたということですね。

**【施設整備課長】**

そういうことです。

**【阿部委員】**

わかりました。  
ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。  
では、教育委員会の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

では、教育委員会については、退出願います。

**【議長】**

続きまして、No. 9 から 11 について財政部より説明をお願いします。

**【契約課長】**

当課からは、抽出事案のうち、No. 9、10、11 についてご説明します。

はじめに No. 9 小名浜学校給食共同調理場調理用大型備品については、教育委員会学校支援課において、学校給食共同調理場の厨房機器一式を購入したものであり、入札方法は、制限付一般競争入札を行ったものです。

阿部委員から提出いただいた理由として、備品の内訳、納付時期、交換により廃棄する備品の廃棄方法についてご教示いただきたいとあります。

資料の 21 ページに記載の通り、当該物件は、学校給食共同調理場で使用する浸漬槽付超高压洗浄機を 2 台、超高压食缶洗浄機を 1 台、コンプレッサーを 1 台、食缶浸漬槽を 1 台購入したものです。

納入時期は、先ほどの工事の方でもお話をさせていただきましたが、学校給食を提供していない

期間に設置する必要があったことから、夏季休業期間中に行うこととし、納入期限を令和6年8月19日としました。

交換により不要となった備品の廃棄方法については、通常、廃棄物処理業者に処理運搬を委託する必要がありますが、今回の備品については、受注者が新しい備品を納入した際に引き取りをしたものです。

なお、物品購入の際、不用品の引き取りを強制することや、購入費用に処理費用を上乗せして購入する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反するため、発注の際、仕様には含めていません。

また、一般的に新しい商品を販売する際に、業者が、同種の製品で使用済みのものを引き取り、収集運搬する行為については、収集運搬業の許可は不要とされています。

次に、No.10 軽貨物車、北部下水道管理事務所については、生活環境部北部下水道管理事務所において、現有車両の更新に伴い、軽貨物車を購入したものであり、入札方法は、指名競争入札を行ったものです。

阿部委員から提出いただいた理由として、部署ごとに入札契約手続きを行っている理由をご教示願いたいとあります。

市では、車両管理に必要な予算措置や、維持管理、運行管理をその車両を所管する部署でそれぞれ行っています。

このため、各部署からの依頼により購入時期も決定されるため、その都度、入札契約手続きを行っています。

また、先ほども受注機会の確保といったご説明をしましたが、部署単位で発注することで、より多くの中小事業者の受注機会に配慮することができているのではないかと考えています。

なお、現在、庁内で公用車の集中管理化が検討されています。

集中管理が行われた場合には、同時期に更新が必要となった複数の車両を一括発注することも考えられるので、その際は、発注についても検討して参りたいと考えています。

次にNo.11 いわき市議会議員一般選挙選挙公報については、選挙管理委員会事務局において、選挙公報の印刷を発注したもので、入札方法は、指名競争入札を行ったものです。

阿部委員から提出いただいた理由として、43者も指名を行った経緯及び指名競争入札において、指名する者の数の基準をご教示願いたいとあります。

市では、指名競争入札の際、指名する業者については、市財務規則により5人以上を選定すると規定しています。

当該物件については、発注課から、過去の応札実績のある事業者に参加見積もりを依頼したところ、前回の落札業者以外は、提示したスケジュールでは対応が困難であるとの回答がありました。

納入時期について、再度発注課と協議をしましたが、変更することは困難であったことから、対応可能な事業者が少数になることが予想されたため、競争性の確保を目的とし、印刷製本のうち、チラシ、パンフレット、ポスター、チケット等に登録する事業者全43者を指名したものです。

当課からの説明は以上です。

#### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明についていかがでしょうか。

#### 【阿部委員】

説明ありがとうございます。

公用車について、集中管理を検討しているとのことですので、全部まとめると不調になるかもしれないので、せめて近い月のものは、複数台まとめて発注するとかして、契約課とかの発注手続きが

少しでも楽になるように検討をお願いしたいと思います。

あとは選挙公報ですが、5者以上と聞いたのですが、何者までといった上限はないということですね。

**【契約課長】**

特に上限は規定していません。基本は、5者以上で、できるだけ競争性の確保に努めています。以上です。

**【阿部委員】**

ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。

**【緑川委員】**

No. 9について、メーカーを指定して購入していますが、結構価格に幅があるので、これは設置費も込みだったということでしょうか。

この金額の差は設置する際の金額の差ということでしょうか。

**【契約課長】**

設置費も含めております。

こちらについては、同学校給食共同調理場が、同種メーカーを使用して整備されていて、今回交換するもの以外との接続等を考慮すると、同じメーカーのものを使用する必要があったことから、今回、メーカーを指定して購入しました。

以上です。

**【緑川委員】**

同じメーカーのものならほとんど同じ金額なのかと思ったのですが、金額に差があるので、設置のための費用を企業が努力したということでしょうかね。

**【契約課長】**

詳細にその部分の額の差の聞き取りはしていませんが、委員がおっしゃるように、企業の利益とか、そういった部分を含めた形での応札をいただいたものと考えています。

以上です。

**【議長】**

他にございますか。

**【磯崎委員】**

今回の資料だけでは、比較が難しいところですが、No. 10の公用車について、入札ごとで、結果としてある程度ばらけているといった理解でよろしいでしょうか。

例えば、部署ごとで、どこかの業者みtainな傾向が実は出ていたとか、或いは、今回の案件だとNo. 10は、不参加の業者が大多数になっているので、結局特定の業者だけに偏ってまわしていたりしないのかとか、そういった点は、確認していますか。

**【契約課長】**

公用車の購入の関係で、特定の業者に偏りはしないかということですが、そちらについては、発注

ごとに、それぞれ指名回数等を考慮して、その都度指名をしていますので、偏りがあるとは考えていません。

なお、公用車の発注については、昨年度、一昨年度から不落ということも続いたので、できるだけ多くの業者に入ってもらい、競争性を確保していきたいと考えています。

ロシアのウクライナ侵攻等の関係で、新車の製造に多くの時間を要するというような状況が、一昨年ぐらいにあり、その影響は、今現在はないと考えていますが、多くの業者に参加してもらえるように、できるだけ多くの業者を指名しているといったところもあるので、今回不参加の方々も、多くなっている状況ではないかと考えています。

以上です。

#### 【磯崎委員】

ありがとうございます。

#### 【議長】

他にございますか。

では、財政部の説明についてはよろしいでしょうか。

続きまして、No. 12、13 について、水道局より説明をお願いします。

#### 【浄水課長】

阿部委員から提出された No. 12 山玉浄水場 No. 2 送水ポンプ修繕工事について説明します。

初めに、業者選定の経緯について、本工事は株式会社日立製作所、現、株式会社日立産機システム製の既設送水ポンプの修繕を行う工事です。

既存の設備機器の内部構成機器、部品等の交換をする修繕工事にあたっては、他社の者が整備を行い、施工中にシステムとして不具合が生じた際は、責任分界点が曖昧となるため、原因箇所の特定に時間を要するなど、迅速な対応に支障をきたし、水供給に大きな影響を与える恐れがあることから、メーカー、またはメーカーの代理店での施工が必要不可欠となります。

水道施設は、施工後の突発的な不具合発生時の迅速対応を最優先する必要があるため、市外業者の株式会社日立産機システムではなく、市内唯一の株式会社日立産機システムの代理店である東北機電工業株式会社と随意契約したものです。

次に予定価格算出根拠についてですが、本工事の対象となる機器の部品などはメーカー専用部品となり、施工中の点検、調整、組み立て試験における機器の性能保証の観点から、メーカーもしくはメーカーの代理店でしか対応できないため、メーカーの代理店である随意契約業者の東北機電工業株式会社から、必要な見積もりを徴収し、その情報をもとに適正に積算したものととなります。

当課からの説明は以上です。

#### 【営業課長】

私からは、No. 13 について説明します。

阿部委員から提出された理由として水道物品指名 1 と、2 を分割発注した経緯ということですが、水道物品指名 1、納入通知書外 14 件の印刷は、圧着紙で、水道物品指名 2 「水道ご使用量等のお知らせ」印刷については、感熱ロール紙であることから、用紙の種類や仕様が異なるため、別の発注としています。

参考までに、業者選定に当たっては、1、2 どちらの案件も入札参加有資格者名簿に登録があるもので、区分が営業種目 02 の印刷製本、品目 13 連続伝票に該当する全社を選んでおり、同一業者 18 者指名したものです。

当課からの説明は以上です。

**【議長】**

ありがとうございます。  
ただいまの水道局の説明についていかがでしょうか。

**【阿部委員】**

説明ありがとうございます。  
No. 12 の案件については、メーカー指定で、しかもその代理店だということで、本来随意契約だと落札率が 100%でも言い値ですので、おかしくないのかなと思いつつも、いつもより少し落札率が低かったの、なぜなのかなということで抽出しました。  
No. 13 についても、事情が違うことから別発注したのかもしれませんが、結果同じ業者になっていると思ったので、抽出しました。  
私からは特にありません。  
以上です。

**【議長】**

他にございますか。  
では、水道局の説明についてはよろしいでしょうか。  
続きまして、No. 14、15 について、医療センターより説明をお願いします。

**【施設管理課長】**

当センターが所管する No. 14 と 15 について説明します。  
初めに、No. 14 ファイバーオプティクス喉頭鏡ブレードについてです。  
まず、当該機器の概要ですが、これは麻酔または緊急医療等で、気道確保のために、気管へ気管内チューブを挿入するのを支援したり、異物を除去したりするために用いる機器で、これまで小児、新生児、未熟児用のうち、最小規格のものがなかったということ、また現有機器についても、更新の時期を迎えていたことから、更新したもので、当該箇所を選定し指名競争入札を行ったものです。  
続いて選定理由に対する説明です。  
まず、指名競争入札ながら一者応札である理由ですが、これはお見込みの通り、指名業者 2 者のうち、1 者が辞退したことによるものです。  
また、落札率についてもお見込みの通り、1 回目の入札で非公表%となったものです。  
次に指名の業者選定方法及び予定価格算出根拠についてですが、まず、指名業者の選定については、令和 6 年度入札参加有資格者名簿の医療用機器に登録のある市内、準市内、県内に事業所のある市外業者に対して、当該製品の取り扱い調査を実施し、取り扱い可と回答した 2 者を指名したものです。  
また、予定価格の算出根拠についてですが、納入可能な業者から参考見積もりを徴取し、その見積価格を参考に予定価格を設定しており、今回の機器についても同様に対応しました。  
続いて、No. 15 膀胱用超音波画像診断装置についてです。  
まず、当該機器の概要ですが、これは膀胱内の尿量を測定するための機器であり、日常的な診療で使用するもので、現有台数では不足が生じていることから、業務効率化のため補充を行ったもので、当該箇所を選定し、随意契約を行ったものです。  
次に選定理由である入札契約手続きの簡素化を進めるなら、一括で〇〇外 6 件として行うべきところを各々で入札契約手続きを行った経緯に対する説明です。  
通常、医療機器の購入にあたって、事前に市の入札参加有資格者名簿に登録している業者に納入の可否調査を行い、取り扱い可能とした業者が 1 者であった場合は随意契約を、取り扱い可能とした

業者が複数いる場合は、指名競争入札を適用しています。

今回質問の物品については、それぞれが結果的に特定業者との随意契約により発注を行っていますが、可否調査の段階では、どの業者が取り扱い可能な業者なのかは、当然わからないことから、この段階では、個々に入札契約を行うことを前提に調査を行っています。

また、可否調査の段階では、入札や契約の予定時期までは明記していません。

そのため、いざ入札の段階で複数の医療機器を一括発注することとした場合、業者によってはその時期の業務繁忙や、人手不足等により、入札の参加を断念せざるをえなくなる場合や、不落による再度の入札手続きを行う必要があることなども想定されることから、医療機器の購入にあたっては、各々で入札契約手続きを行っています。

一方で、同じ機器で同じ時期に購入する場合や、それぞれの機器が、一体としてみなせるものについては、一括で購入することもあることから、今後については、一括発注を行っても特段の支障がなく、業務の効率化や経費削減が大きく見込まれるものは、日程等を調整しながら、一括で発注することも検討して参りたいと考えています。

当課からの説明は以上です。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明についていかがでしょうか。

**【阿部委員】**

前にも聞いたかもしれませんが、選定の理由に、市内、準市内、県内に事業所がある市内業者に對して、取り扱い調査を実施しているとありますが、どういう調査をしていますか。

メールで、依頼するのですか。

どのような方法なのか教えていただきたいです。

**【施設管理課長】**

入札の前にファックスで事前の調査を行っています。

**【阿部委員】**

ありがとうございます。

No. 15 について、発注の時期により異なる、と言いながら、契約日が1週間も変わっていないので、参加ができないとか、在庫が切れるとか、あまり考えられないといった意味で抽出しました。

まとめられる案件はまとめて、皆さん少しでも楽になるように、検討をお願いします。

最後の No. 15 の選定の理由のところ、指名したとなっています。

これは、随意契約したということですのでよろしいですね。

**【施設管理課長】**

その通りです。

**【阿部委員】**

ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。

**【緑川委員】**

No. 14について、比較的価格がそれほど高くないものですが、これは納入業者が複数ある場合には、必ず入札にしなければいけないのでしょうか。

**【施設管理課長】**

2者以上いる場合は、指名競争入札です。

**【緑川委員】**

例えば50万とか30万ぐらいのものでも、そのようにしないといけないのでしょうか。

**【施設管理課長】**

いいえ。80万までは、随契です。

**【緑川委員】**

それを超えると入札ということですね。わかりました。  
ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。  
では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された15件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

**【角田委員】**

今回、阿部委員の指摘全体を通じて、職員の負担軽減とか手間暇も少なくしましょうというのが共通して、特徴的にあったかと思えます。

市の説明の中で、予定している支払いなので、市の事業者を育成する、地域の中の経済を回すとか、受注機会、それから建設業ですと、業者を育てておかないと、いざ災害対応となった時に各地域での道路啓開ができないとか、そういったところもあるので、いろいろ細かに、契約なり事業をやって育成していくという視点は、当然これまでもあったと思えますが、全体的なご説明を聞いていると、それが何となく杓子定規になっているような気がします。

例えば、今後、人がどんどん少なくなり、予算が少なくなっていく中で、もう少し振り子の反対の方も見ながら、例えば、公用車であれば、まとめて発注すれば価格交渉力も出てくるでしょうし、或いは工事の件数を少なくすることで、もし今、土木部の職員の皆さんがパンパンで仕事が大変だということであれば減らす努力も、今後は、そういうところもやってかないといけないという考え方が示されたと思えます。

我々の方でもそうですが、まして今の時点で具体的に何かどこかを改善するのを求めるわけではありませんが、市の職員の力、余力というものをもっと有効に活用していく方向で、振り子の反対側も考慮する必要があるといった、今回は示唆をいただいたということで話を聞いていました。

**【議長】**

その他ございませんか。  
では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

## 2-(2)指名停止の状況について

### 【議長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。  
事務局から説明をお願いします。

### 【事務局（契約課長）】

（資料4により説明）  
（計2件）

### 【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

### 【阿部委員】

No. 1のJTBについて、青森の関係で言いますと多分他に日本旅行とか、名鉄とか東武とかも確か絡んでいるものだったと記憶しています。

いわき市で、参加資格を持っているのは、JTBだけだったということによろしいでしょうか。

### 【事務局】

阿部委員おっしゃるように市の名簿に登録されている対象事業者のみの指名停止の措置となっています。

### 【阿部委員】

JTB以外に参加資格を持っている旅行会社は、他にもありますか。

### 【事務局】

はい。

今現在、資料が手元に無い状況なので詳細な業者名は申し上げられませんが、旅行関係ということで、登録している業者はあります。

### 【阿部委員】

修学旅行等絡んでいるかと思しますので、他の業者がいるのであれば、大丈夫です。  
以上です。  
ありがとうございます。

### 【議長】

他にございませんか。  
では、「指名停止の状況について」は以上となります。

## 3-(1)次回の日程等

### 【議長】

続きまして、「その他」に入ります。

「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

第 11 回の開催については、2月の予定となっています。

日程等の詳細につきましてはこれまで同様、事務局で調整した上で、改めて委員の皆様にご連絡をしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

また、次回事案を抽出していただく委員につきましては、これまでも輪番制とさせていただいていますので、次は磯崎委員にお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

**【磯崎委員】**

かしこまりました。

**【議長】**

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

**3-(2)その他**

**【議長】**

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

**【議長】**

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

(意見等なし)

**【議長】**

以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

**4 閉会**

**【司会】**

以上をもちまして、第 10 回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。